

「おしどりハムクラブ」定款

(名称)

第1条 本社は、「おしどりハムクラブ」という。

(事務所)

第2条 本社の事務所は、三重県多気郡明和町竹川328番地 小川典甫 宅に置く。

(目的)

第3条 営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好を増進し、地域社会と融和を保ち、併せて無線科学の向上と発展に貢献する事を目的とする。

(事業)

第4条 本社は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) アマチュア無線局の設置と運用
- (2) アマチュア無線についての調査研究
- (3) その他、本社の目的達成に必要な事業

(会員の種類と資格)

第5条 本社の会員は正員と準員の2種類とする。

- (1) 正員 アマチュア局の無線設備の操作を行うことが出来る無線従事者の資格を有する者（施行細則第33条第5号の2に規定する者を含む）
- (2) 準員 前項の資格者以外の者で、アマチュア無線技術に興味を有する者

(会員資格の喪失)

第6条 会員は次の場合に資格を失う。

- (1) 会費は無く協力費としますのでクラブに協調できないもの
- (2) 死亡
- (3) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けた時

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利を有する。

- (1) 本会の設置するアマチュア局その他の設備を利用することが出来る
- (2) 正員は総会の議決権を行使することが出来る
- (3) 準員は総会に於いて意見を述べる事が出来る

(会費)

第8条 会員は、次の協力費を1年分1月中に納入しなければならない。

- (1) 入会金 1家族につき1,000円

(2) 協力費 (年額) 正員 (1 家族) 2,000 円 準会員 500 円
(家族会員は無料)

(役員)

第9条 本団に次の役員をおく。

(1) 理事 2名

(2) 監事 1名